



**第69号** (令和3年5月6日)



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

### 【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！5月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、国民年金保険料の特例申請に関する内容のほか、公的年金からの特別徴収事務について掲載しています。また、障害年金講座では、障害年金に関する基本的な事項について掲載していますので、障害年金事務に初めて携わる方をはじめ、ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 障害年金講座

第21回！

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

**障害年金について**

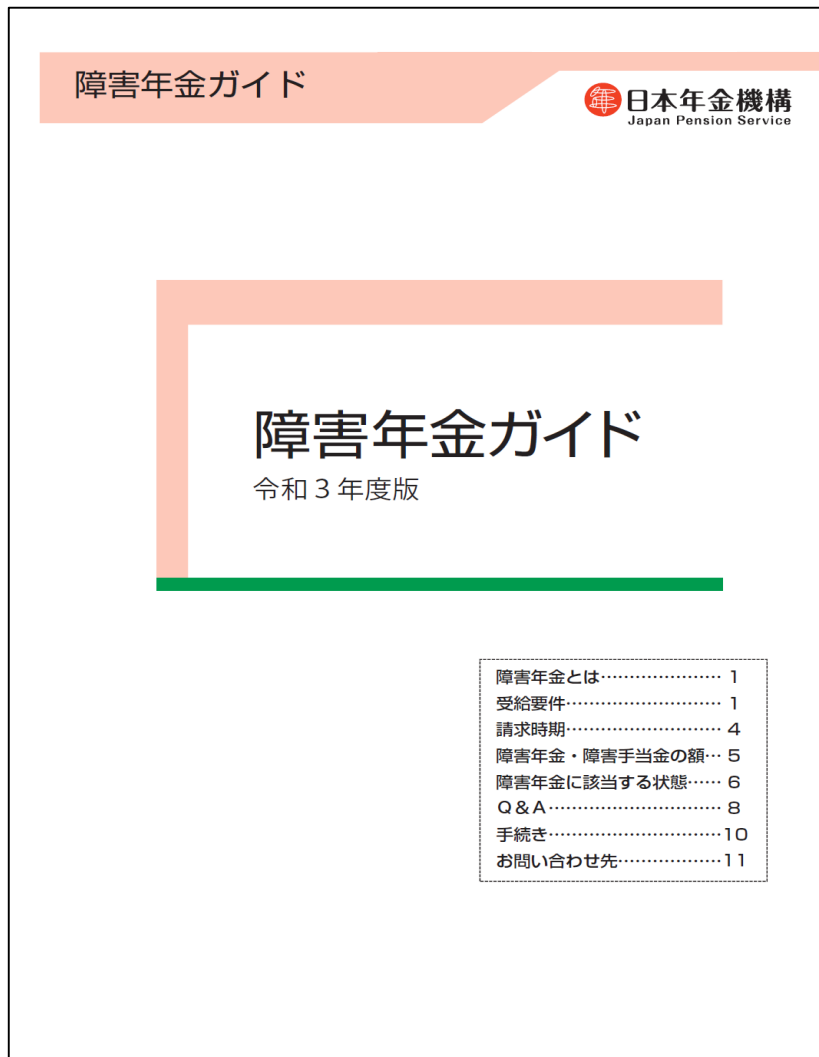
です！

今号では、4月から初めて障害年金に携わる方に向けて、障害年金の基本的な事項をご紹介します。

### 1. 障害年金ガイド

日本年金機構で作成しているパンフレットに「障害年金ガイド」があります。障害年金の概要、受給要件、請求時期などのほか、Q&Aや請求手続きの流れも記載されています。

「障害年金ガイド」は、お近くの年金事務所に用意しておりますが、日本年金機構のホームページにも掲載されていますので、ご活用ください。



日本年金機構ホームページの「障害年金ガイド」の掲載先は、トップページ左下の  
パンフレット ⇒ 年金の給付に関するもの ⇒ 障害年金関係 の順で進みます。

緊急情報

新型コロナウイルス感染症関連情報  
関連関連情報

障害年金ガイドの  
掲載先まで順番に  
辿ってみましょう。



あなたの年金 簡単便利な  
ねんきんネット

ログイン

新規利用登録

相談チャット総合窓口

一般的なお問い合わせに対応形式により自動で対応します  
こちらをクリックして頂き、お気軽にご質問ください

トップページ左下の  
「パンフレット」を  
クリックすると、

パンフレット

年金に関わる各パンフレットをダウンロードいただけます。

「パンフレット一覧」  
画面に移動します。

## パンフレット一覧

[年金の制度や仕組み、保険料に関するもの](#)

[年金の給付に関するもの](#)

さらに「年金の給付に関するもの」  
をクリックすると、

[社会保険協会のパンフレットをダウンロードしていただくには案内](#)

年金の給付に関するパンフレットが表示され  
ます。  
画面を下に送り、障害年金関係の「障害年  
金ガイド」の『パンフレットを見る』をク  
リックすると閲覧することができます。

## 年金の給付に関するもの

### 老齢年金関係



老齢年金ガイド (令和3年度版)  
老齢基礎年金・老齢厚生年金の仕組み  
2021年4月1日

パンフレットを見る

### 障害年金関係



障害年金ガイド (令和3年度版)  
障害基礎年金・障害厚生年金の仕組み  
2021年4月1日

パンフレットを見る

## 受付・点検に係る留意事項について

障害年金を請求する際に、必ず確認が必要となる事項についてご紹介します。

### 2. 初診日について

障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日のことを「初診日」といいます。

また、次の場合も初診日となります。

①	同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
②	傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
③	障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
④	先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
⑤	先天性の心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日



具体的な初診日の考え方として、次の3つの例を見てみましょう。

（例1）先天性の知的障害（精神遅滞）は、出生日が初診日となります。

Q. 請求傷病名は「知的障害」で、初めて医療機関を受診したのは就学前ですが、いつが初診日となりますか？

Q  
&  
A

A. 傷病名が「先天性の知的障害※」であれば、出生日が初診日となります。なお、受診状況等証明書は不要です。  
※ ただし、頭部外傷や高熱などが原因で知的障害となった場合は、原則として初めて医療機関を受診した日を初診日として取り扱います。

（例2）発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）は、自覚症状があって、初めて診療を受けた日が初診日となります。

⚠【注意】 発達障害と知的障害（精神遅滞）は異なります。

Q. 請求傷病名は「発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）」で、療育手帳が発行されていますが、初診日は出生日となりますか？

Q  
&  
A

A. 初診日は、療育手帳の有無に関係なく、初めて診療を受けた日となります。なお、病歴・就労状況等申立書には出生日からの状況を記載願います。

## 受付・点検に係る留意事項について

(例3) 先天性股関節脱臼

- a. 完全脱臼したまま生育した場合は、誕生日が初診日となります。
- b. 青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日が初診日となります。

Q  
&  
A

Q. 請求傷病名は「変形性股関節症」で、工作中に違和感を感じて初めて受診して判明しましたが、医師からは生まれつきの傷病と言われています。この場合、初診日は誕生日となりますか？

A. 初診日は、初めて診療を受けた日になります。股関節症の場合、完全脱臼したまま生育した場合は、誕生日が初診日となります。

※ 20歳前に初診日がある方は、「初診日を証明する手続きの簡素化」、「病歴・就労状況等申立書の記載の簡素化」ができる場合があります。

詳しくは、かけはし第66号、第68号を参照ください。

## (参考)これまでに掲載した「障害年金講座」

昨年、「障害年金講座」で取り上げたテーマを一覧にまとめました。過去にご紹介した内容についても、ご活用いただければ幸いです。なお、過去の「かけはし」発行号は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) で参照いただけます。

「かけはし」発行号	「障害年金講座」	
第63号 (令和2年5月22日)	第15回	請求時期について
第64号 (令和2年7月1日)	第16回	受付・点検に係る留意事項について ◇ 年金請求書において留意する事項①
第65号 (令和2年9月1日)	第17回	受付・点検に係る留意事項について (その2) ◇ 年金請求書において留意する事項②
第66号 (令和2年11月2日)	第18回	受付・点検に係る留意事項について (その3) ◇ 20歳前傷病に係る障害基礎年金における初診日証明手続きの簡素化 など
第67号 (令和3年1月19日)	第19回	受付・点検に係る留意事項について (その4) ◇ 診断書において留意する事項 など
第68号 (令和3年3月2日)	第20回	受付・点検に係る留意事項について (その5) ◇ 20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書記載の簡素化 など

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和3年4月から令和3年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

### 令和3年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付 (4月定時分)
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付  
→ 詳細は、「かけはし」第68号の12~17頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 未婚のひとり親を国民年金保険料の免除等該当基準に追加  
→ 詳細は、「かけはし」第67号の20頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 脱退一時金の支給上限月数の引き上げ
- ▲ (新規) 寡婦年金の支給要件の見直し  
→ 詳細は、「かけはし」第68号の20~22頁をご確認ください。

### 令和3年 6月

- (定例) 統合通知書 (年金振込通知書・年金額改定通知書) の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書 (給付金振込通知書・給付金額 (改定) 通知書) の送付



学生の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方は、特例申請が可能です。  
(国民年金部)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による特例申請（学生）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる国民年金保険料学生納付特例の申請が可能です。（令和3年度も引き続き臨時特例措置に基づく取扱いを継続します。）

### 対象となる学生

学生の方で、以下のいずれにも該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方（※1）
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、年間の所得見込み額（※2）が、国民年金保険料学生納付特例の承認基準相当である方

※1 令和2年度分以前の申請については、令和3年4月以前に収入が減少した方が対象となります。

※2 令和2年2月以降の任意の月（収入が急減した月）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

### 申請に必要なもの

#### 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

#### 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）をご記入いただきます。

（次頁に掲載のとおり、申立書の様式は年度ごとに異なりますのでご案内の際はご注意ください。）

#### 3. 学生証のコピー

### 学生納付特例申請の臨時特例対象期間

令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）

令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

令和3年4月分から令和4年3月分まで（令和3年度分）

※ 令和元年度分と令和2年度分、令和3年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。ただし、年度ごとに申請が必要になりますので申請書は申請を希望される年度の数だけ必要です。（すでに令和元年度分、令和2年度分を申請され承認を受けている方は、令和3年度分のみ申請していただきます。）

### 申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。（感染拡大防止の観点から、郵送によるご提出を推奨しています。）





見本

簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート）

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）											
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）											
令和2年 ____ 月											
											円

B 収入見込額（A × 12か月）											
											円

控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する方

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）											
											円

給与収入を有する方

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）											
											円

E 各控除等の控除後の所得見込額 $B - (C + D) \rightarrow$ 表面の④に記載											
											円

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。  
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。  
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。  
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
- ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。(注)  
・Bの収入のうち、事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。  
・Bの収入のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額をご記入ください。  
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。  
(注) 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	--

(例) 被保険者（申請者） 給与収入額 50万円  
給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

〈参考〉 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 (扶養者が1名の場合)	単身世帯 (扶養者がいない場合)
所得基準（めやす）	156万円	118万円

※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年<sup>(a)</sup>のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年<sup>(a)</sup>の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。

(注) 表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

学生納付特例申請用



令和3年度申請用

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。  
市区町村における国民健康保険料(税)及び市区町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 令和3年度分(令和3年4月分以降) ※ 令和3年度分は令和4年3月分までとなります。

下記にチェック(☐)してください。

②  新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

収入が減少した方の氏名をご記入ください。  
※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

③ 被保険者(申請者)氏名  
フリガナ

④ 収入減収後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。  
(表面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

円 ※ 税制改正により、給与所得控除の額が改正されました。裏面の「給与収入に係る控除の見込額」の算出にあたっては、令和2年度分と令和3年度分の計算が異なりますのでご注意ください。

備考欄

⑤

【記入上の注意事項】

- ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)
- ※ 税制改正により、給与所得控除の額が改正されました。裏面の「給与収入に係る控除の見込額」の算出にあたっては、令和2年度分と令和3年度分の計算が異なりますのでご注意ください。

【添付書類】

- ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出 日本年金機構理事長あて

住所 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

受 付 印	
市区町村	年金事務所
見 本	

見本

簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート） 令和3年度申請用

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください

被保険者（申請者）									
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）									
令和____年____月									
									円

B 収入見込額（A × 12か月）									
									円

**控除等**

事業収入、不動産収入を有する方（※2）

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）									
									円

給与収入を有する方（※3）

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）									
									円

E 各控除等の控除後の所得見込額 $B - (C + D) \rightarrow$ 表面の④に記載									
									円

【留意点】

※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。

算出にあたっては、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。

対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。

なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。

※2 Cの事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。

※3 Dの給与収入に係る控除については、給与所得控除の見込額をご記入ください。

給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、計算に含める必要はありません。

具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

（注）給与所得控除については、税制改正により、**控除額が変更されました。**

令和2年度の所得申立書をあわせてご提出される場合には、計算にご注意ください。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 （55万円に満たない場合は55万円）
--------	---

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円

給与所得額の計算 → 50万円 - 55万円 = 0円

この場合、E欄は「0」で計算

（参考） 学生納付特例の所得基準（めやす）（※4）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	166万円	128万円

※4 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年<sup>(注)</sup>のもの）により判定します。

（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

**国民年金の学生納付特例制度の対象が追加されました。**

**(国民年金部)**

令和3年4月1日から国民年金の学生納付特例制度の対象となる教育施設として厚生労働大臣が定める課程に以下の教育施設が追加されました。

独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の航海専科

### 制度改正の概要

「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大における適用除外に関する学生の範囲の対象となる教育施設」及び「国民年金の学生納付特例制度の対象となる教育施設」について、厚生労働大臣が定める課程は、健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号に基づき、独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とされていましたが、令和3年4月1日から航海専科が追加されました。



## 学生納付特例制度に係る周知について

(国民年金部)

今般、日本年金機構において学生納付特例制度周知用ポスター（以下「ポスター」という。）を作成しました。

ポスターの設置について、年金事務所から市区町村へ、学生納付特例制度の周知・普及を促進するために、ポスターを提供させていただきますので、国民年金担当窓口等への掲示について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 各大学等には、厚生労働省年金局から文部科学省を通じて、学生納付特例制度に係るポスターの作成と活用等について周知しています。

20歳になると、国民年金への加入が法律により義務付けられています。

学生の味方!

# 学生納付特例制度

＼納付が困難なときに!／

**どんな制度?**  
20歳以上の学生で、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。  
令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した学生も対象です。

**対象は?**  
大学（大学院・短期大学を含む）や専門学校、夜間学校、通信制の学校等。

**安心!**  
「もしも」のときに!  
申請が遅れると、保障が受けられない場合があります。  
学生納付特例が承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。

**簡単!**  
手続きが簡単です!  
申請書に学生証のコピーを添付して提出するだけ。  
20歳になれば、約2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例制度の申請書などが届きます。

**便利!**  
在学予定の記入で翌年度が便利に!  
次回からは、申請書ハガキに必要な事項を記入し、提出するだけ。  
初めて申請する際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入されますと、次回（翌年度）からは「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」をお送りします。

※ 申請書は日本年金機構ホームページでも入手できます。  
■ 学生納付特例事務法人について  
在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を扱う法人として指定を受けている場合は、学生納付特例申請書を学校等へ提出すると手続きが完了できます。

お問い合わせ先 市(区)役所、町村役場の国民年金の窓口または年金事務所

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットです!  
「ねんきんネット」に登録していれば、「ねんきんネット」の画面上で学生納付特例申請書を作成することができます。

ご利用登録はこちら  
ねんきんネット 検索

日本年金機構  
Japan Pension Service

2104 1016 156



令和3年4月1日から、国民年金任意加入被保険者の適用除外の規定が設けられました。  
(国民年金部)

## 国民年金任意加入被保険者の適用除外規定の追加

### 概要

令和3年4月1日以降、日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」により滞在する方については、国民年金任意加入被保険者の適用を除外する規定が追加されました。

国民年金任意加入被保険者が適用除外に該当するに至った場合は、ご本人様より、「第1号・第3号被保険者適用除外届」を日本年金機構に提出することとしています。

### 適用除外事由

(1) 在留資格が「特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）」の場合

- a 日本に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について、医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行う方。
- b 上記aの活動を行う方の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を行う方

(2) 在留資格が「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在又は長期滞在者の同行配偶者）」の場合

日本において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を行う方

## 手続きについて

### 届出用紙

国民年金任意加入被保険者が適用除外に該当するに至った場合は、「**国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届**」の提出が必要となります。

### 添付書類

以下の①及び②を添付してください。

- ① **在留カードの写し**
- ② **通常旅券（パスポート）に添付される「指定書」の写し**



### 届出先

住所地を管轄する年金事務所にご提出をお願いします。



# 国民年金第1号・3号被保険者適用除外届

## 国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届

Application for Exclusion from National Pension Coverage for Category I / III Insured Persons

日本年金機構理事長 あて (Year) (Month) (Day)  
 以下のとおり届け出ます。 XXXX年 X月 XX日  
 To: President of Japan Pension Service  
 I hereby apply for coverage exclusion as follows;

氏名 / Name: JOHN SMITH

日本年金機構  
 Japan Pension Service

見本

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

If you use your 10 digit Basic Pension Number to apply, enter your Basic Pension Number in section ① "My Number", aligning to the left.

① 個人番号 / "My Number" (Individual Number) (または基礎年金番号) / (or Basic Pension Number)	XXXXXX XXXXXX	② 生年月日 / Birth date	1. 昭和 / Showa 2. 平成 / Heisei 3. 西暦 / AD (Western calendar)	XXXX XXXX	XXXX XXXX
③ ローマ字氏名 / Name (in Roman alphabets)	(フリガナ)(in Japanese KANA characters) ジョン スミス JOHN SMITH		④ 性別 / Sex	1. 男性 / Male 2. 女性 / Female	
⑤ 郵便番号 / Postal code	1680071	⑥ 電話番号 / Phone number	1. 自宅 / Home 2. 携帯電話 / Mobile phone	3. 勤務先 / Workplace 4. その他 / Other XXX-XXXX-XXXX	
⑦ 住所 / Address	Tokyo-To, Suginami-Ku, Takaido Nishi, ●-●-●				
⑧ 適用除外事由 / Reason for coverage exclusion	① 在留資格が特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）であるため Status of residence is "Designated Activities" (medical stay or attendant of a person on a medical stay) 2. 在留資格が特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在又は長期滞在者の同行配偶者）であるため Status of residence is "Designated Activities" (long-term stay for sightseeing or recreation, or an accompanying spouse thereof)				
⑨ 滞在期間 / Period of stay	20200501 ~ 20201101 Year Month Day Year Month Day				
⑩ 日本国内に住所を有す ることになった年月日 / Date of residence registration in Japan	20200501 Year Month Day				

### 【添付書類 / Documents we need】

在留カード及び通常旅券（パスポート）に添付される「指定書」の写し。  
 Photocopy of your residence card and certificate of designation "SHITEISHO" attached to your passport

### 【マイナンバー（個人番号）により届出する際の添付書類について / Documents we need if you file application using "My Number"】

申請者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）

②の身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※上記以外の②身元（実存）確認書類の詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

If you, the applicant, file the application at our office, please provide your My Number card. If you don't have the card, please provide one document each in (1) and (2) below;

If you mail the application to our office by post, please enclose photocopy of both sides of your My Number card. If you don't have the card, please enclose photocopy of one document each in (1) and (2) below;

(1) Certified copy of your resident registry showing your My Number, or your My Number notification letter (if name and address are identical as recorded on the resident registry), as proof of the authenticity of your My Number

(2) Your driver's license, or passport, or residence card, or any equivalent document\*, to identify yourself as the true owner of the number.

\* For details about other valid equivalent document, please contact your local JPS Branch Office.

## 届出用紙

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

※ お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

**国民年金保険料の免除制度などの所得基準額が10万円引き上げられます  
(事業企画部)**

平成30年度税制改正により、令和2年分所得から給与所得者に適用される「給与所得控除」及び公的年金等受給者に適用される「公的年金等控除」の控除額が10万円引き下げられ、一方で、全ての所得者に適用される「基礎控除」が10万円引き上げられます。

上記税制改正に伴い、給与所得控除後・公的年金等控除後で基礎控除前の所得を用いて判定を行っている制度について、給与所得者・公的年金等受給者に不利益が生じないよう、**所得基準額が10万円引き上げられます。**(国民年金法施行令等の改正)。

所得基準額の引き上げの対象となる制度、改正前後の基準額及びその適用月は以下のとおりです。

所得基準額の引き上げの対象となる制度	改正前 基準額※	改正後 基準額※	改正後の基準額 適用月
国民年金保険料学生納付特例	118万円	128万円	令和3年4月 以後の月分
国民年金保険料申請全額免除・納付猶予	57万円	67万円	令和3年7月 以後の月分
国民年金保険料申請全額免除 (地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親に該当する者)	125万円	135万円	
国民年金保険料申請一部免除(4分の3)	78万円	88万円	
国民年金保険料申請一部免除(2分の1)	118万円	128万円	
国民年金保険料申請一部免除(4分の1)	158万円	168万円	
老齢福祉年金の全額支給停止 (受給者本人所得により判定)	159.5万円	169.5万円	令和3年8月 以後の月分
老齢福祉年金の全額支給停止 (扶養義務者等所得により判定)	628.7万円	638.7万円	
老齢福祉年金の一部支給停止 (扶養義務者等所得により判定)	340.1万円	350.1万円	
20歳前障害基礎年金の全額支給停止	462.1万円	472.1万円	令和3年10月 以後の月分
20歳前障害基礎年金の一部支給停止	360.4万円	370.4万円	
特別障害給付金の全額支給停止	462.1万円	472.1万円	令和3年10月 以後の月分
特別障害給付金の一部支給停止	360.4万円	370.4万円	
障害・遺族年金生活者支援給付金の所得基準額	462.1万円	472.1万円	令和3年10月 以後の月分

※基準額は扶養親族等がない場合の額です。

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。

## 公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下、「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

新年度になり、担当者の方が替わられるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、ご留意くださるようお願いいたします。

### ★過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例★

事例1	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。
事例2	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。
事例3	特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。
事例4	当年（令和3年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（令和2年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。
事例5	介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。
事例6	住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。

金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。



## ！ご注意ください ≪「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点≫！

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、年金の支払いも停止しますので、通知の際は充分ご注意ください。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

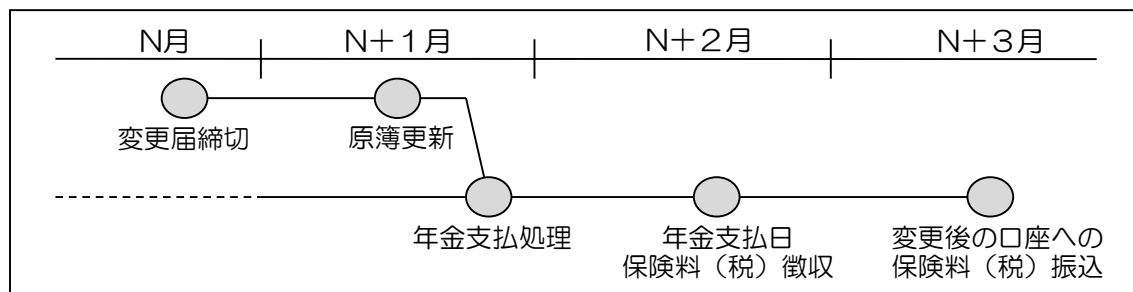
特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが多く見受けられますので、資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

### 「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）についての、振込先金融機関の口座名義人が変更になった場合は、「振込先金融機関変更届」の提出が必要になります。「振込先金融機関変更届」をご提出していただいてから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。

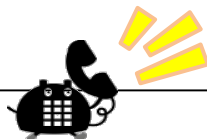
なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）は、変更届の不備等により振込不能となる恐れがあるため、極力個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。

※ 金融機関統廃合の際にも提出をお願いいたします。



届書様式及び詳細は日本年金機構ホームページのトップページから『年金Q&A』→「年金の受給」→「各年金給付に関連する共通の情報」→「年金からの介護保険料などの徴収」をクリックして、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

＜介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先＞



日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）

※年金受給権者様からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。  
トップページ ⇒ 上部メニュー「年金Q&A」⇒ 「年金の受給」 ⇒ 「各年金給付に関連する共通の情報」 ⇒ 「年金からの介護保険料などの徴収」



# 国民年金関係届書等の多言語対応への取り組みについて

(国民年金部)

平成31年4月から新たな在留資格制度が創設されたことにより、日本年金機構では、外国人のお客様への届出漏れを防止するため、届書の記載例やパンフレットの多言語対応の取り組みを進めてまいりました。

この度、国民年金適用勸奨状説明用パンフレット及び国民年金被保険者関係届（申出書）記入例の13か国語版を作成し、日本語版、英語版と合わせて15か国語版となりました。

<これまでの取り組み>

	種類	対応言語	機構ホームページへの掲載状況
①	国民年金制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語</li> <li>・中国語</li> <li>・韓国語</li> <li>・ポルトガル語</li> <li>・タガログ語</li> <li>・ロシア語</li> <li>・インドネシア語</li> <li>・スペイン語</li> <li>・ベトナム語</li> <li>・タイ語</li> <li>・ミャンマー語</li> <li>・ネパール語</li> <li>・カンボジア語</li> <li>・モンゴル語</li> </ul>	掲載済
②	国民年金保険料免除・納付猶予申請書説明用パンフレット		
③	国民年金適用勸奨状説明用パンフレット		
④	国民年金被保険者関係届（申出書）記入例		
⑤	国民年金保険料学生納付特例申請書記載例	・英語	英語版以外の13か国語版(※)が出来次第、掲載予定。

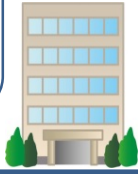
※ 中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ロシア語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語、モンゴル語の13か国語。

多言語版の届書の記載例やパンフレットは、翻訳した英語版を基に13か国語に翻訳し作成した後、順次、日本年金機構ホームページに掲載しております。



機構ホームページから多言語版の記載例やパンフレットをご覧いただく場合はこちらのバナーをクリックしてください！

「③国民年金適用勸奨状説明用パンフレット」および「④国民年金被保険者関係届（申出書）記入例」の中国語版を次頁に掲載しておりますので、参考までにご覧ください。







## ◎ 国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間委託事業者では、お客様の状況に応じて文書、電話及び戸別訪問による督促を行っています。

令和3年5月より全ての年金事務所において、令和5年4月までの事業として実施しています。

市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

市場化テスト受託事業者	担 当 地 区
アイヴィジット・東洋紙業共同企業体	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 群馬県 東京都（多摩地区） 新潟県 山梨県 長野県
(株)バックスグループ	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都（特別区・島しょ部） 神奈川県 富山県 石川県 愛知県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※【東京部（特別区・島しょ部）】

東京23区内の各年金事務所管轄地区

【東京都（多摩地区）】

立川、武蔵野、青梅、八王子、府中の各年金事務所管轄地区

※ 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

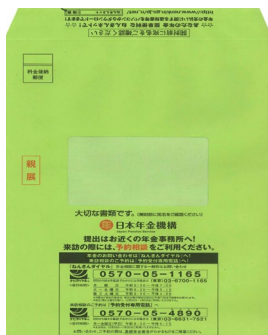
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/shunoitaku/minkan-itaku/20150501.html>

## インターネットによる年金相談予約の開始

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む。）において予約制による年金相談を実施しております。

従来、予約のお申し込みについては、予約受付専用電話や年金事務所等の窓口などで承っておりましたが、**令和3年5月6日（木）より、老齢年金のターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いた方を対象に、インターネットでの相談予約の受付も開始**いたします。



こちらの緑色の封筒で、老齢年金のターンアラウンド請求書が送付されています。

インターネットからのご予約は、土日祝日を含め、午前8：00から午後11：30（従来は年金事務所等の開所時間内で受付）となり、機構ホームページ内の「予約相談について」のページから年金相談予約サイトへアクセス可能となります。

また、予約前日にリマインドメールを送らせていただくことにより、お客様の来訪忘れを防止する対応も実施いたします。

今後は、インターネットからのご予約の対象となる相談内容の拡大も順次検討してまいります。

### 【年金相談予約サイトの予約受付時間】

午前8：00～午後11：30

（※メンテナンス期間は除く）

日本年金機構 予約相談

検索

予約制による年金相談をご活用いただくことで、お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できるだけでなく、相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応させていただくことができます。

ターンアラウンド請求書が届いた方の請求手続きに関し、年金相談の予約をご案内いただく際には、ぜひ、インターネットによる予約をお勧めさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。



## 地域の独自情報

## 編集後記

新年度が始まりましたね。筆者が「かけはし」の編集事務に携わって1年経ち、2年目に突入しました。編集する回数を重ねても、完成した「かけはし」を皆様にお届けする瞬間は未だに緊張します。引き続き、皆様に伝わりやすい誌面を心がけて作成してまいりますので、今年度もご愛読いただけると嬉しいです。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。